

# 食育関連指導教材等貸出要領

## 1 目的

地域における食育活動を円滑に推進するため、各厚生センターに整備した食育関連教材等（以下「教材」という。）を、富山県内の関係機関、団体等が実施する各事業へ貸出しを行なう。

## 2 貸出し教材等

貸出しする教材は、厚生センターごとに別途定めるものとする。

## 3 申込方法

教材の貸出しを受ける者（以下「借受人」という。）は、借用書（様式1）に所定の事項を記入し、厚生センター所長に提出する。

## 4 貸出しの決定

申込があった場合、またさらに希望日が重なった場合は、申込の受付順に決定する。

## 5 貸与期間

原則として、1回の貸出し期間を10日以内とする。

## 6 使用料

無料とする。

ただし、郵送等の方法で貸出す場合は、送料については、借受人負担とする。

## 7 教材の破損等

借受人は、教材等を紛失または破損した場合は、情状によってその損害を賠償または修理して返却しなければならない。

## 8 その他

この要領に定めない事項について、疑義を生じたときは、貸出人、借受人協議の上、決定するものとする。

## 付則

この要領は、平成18年5月29日より施行する。